

令和6年度

東栄町農業集落排水事業
特別会計予算書



議案第30号

令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について

令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年3月6日提出

東栄町長 村上孝治

令和6年度 東栄町農業集落排水事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	212	人
(2) 年間総処理水量	26,670	m ³
(3) 1日平均処理水量	72	m ³
(4) 主要な建設改良費 イ 新規公共樹設置工事	300	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	農業集落排水事業収益		
第1項	営業収益		4,241 千円
第2項	営業外収益		41,931 千円
		支	出
第1款	農業集落排水事業費用		
第1項	営業費用		44,090 千円
第2項	営業外費用		1,582 千円
第3項	予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,959千円は、当年度分損益勘定留保資金4,959千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	農業集落排水事業資本的収入		
第1項	他会計出資金		4,987 千円
第2項	負担金等		300 千円
		支	出
第1款	農業集落排水事業資本的支出		
第1項	建設改良費		300 千円
第2項	企業債償還金		9,446 千円
第3項	予備費		500 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,246千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,800千円と定める。